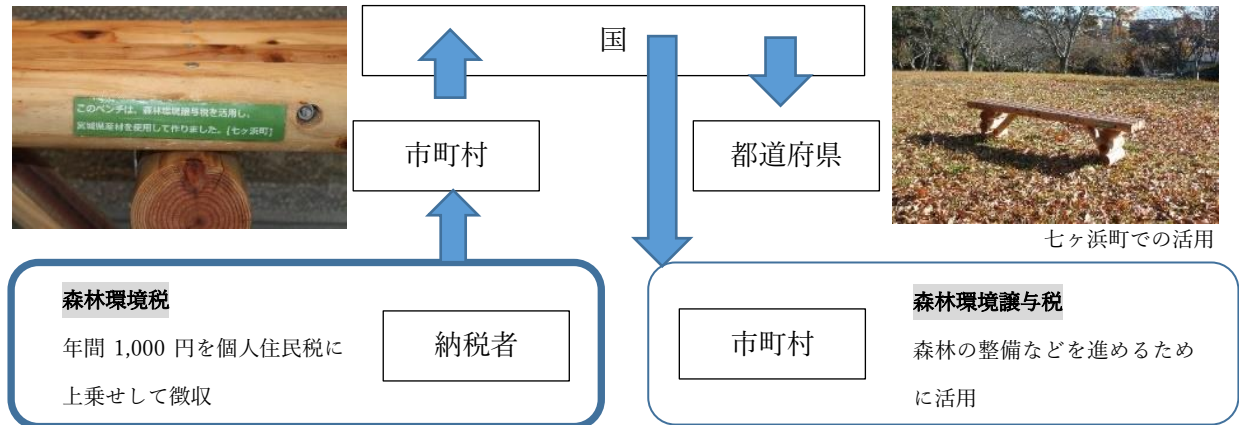


令和6年度から**森林環境税（国税）**の課税が始まります

●森林環境税とは

地球温暖化防止や森林整備等の促進に必要な財源を確保する観点から創設され、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から課税されます。



●令和6年度以降の均等割の税額は

令和5年度まで		令和6年度から	
町民税・県民税均等割 6,200円 (町 3,500円 県 2,700円)		町民税・県民税均等割 5,200円 (町 3,000円 県 2,200円)	
町	3,000円 (均等割)	町	3,000円 (均等割)
	500円 (復興特別税) ※		
県	1,000円 (均等割)	県	1,000円 (均等割)
	500円 (復興特別税) ※		
	1,200円 (みやぎ環境税)		1,200円 (みやぎ環境税)
		+	
		1,000円 森林環境税 (国税)	
合計額	6,200円	合計額	6,200円

※復興特別税・・・令和5年度で終了

上記は均等割額です。所得割該当の場合は、上記に所得割額が追加されます。

●課税されない人（非課税基準）

	森林環境税 (国税)	町民税・県民税均等割
扶養親族を有しないとき	合計所得 380,000円以下	合計所得 420,000円以下
扶養親族を有するとき	合計所得金額が次の基準以下の場合 28万円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+10万円+16.8万円	合計所得金額が次の基準以下の場合 32万円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+10万円+16万円

町民税・県民税均等割が非課税でも、森林環境税 (国税) のみ課税になる場合もあります。

制度の詳細については「総務省」や「林野庁」のホームページをご確認ください。

総務省 <https://www.soumu.go.jp>

林野庁 <https://www.rinya.maff.go.jp>

七ヶ浜町税務課住民税係 お問い合わせ TEL: 022-357-7452